

令和2年5月7日

保護者 各位

北広島市子ども家庭課

新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力要請期間中の保育料の
取扱いについて（令和2年5月分）

日ごろから本市児童福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育園の最小限の利用についてご協力をいただ
いているところですが、5月の保育料の取扱いについては次のとおりといたします。

記

1 対象

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所に入所している3歳未満の子ども

2 対象期間

令和2年5月1日～31日 ※状況によっては延長となる場合があります。

3 令和2年5月分の利用者負担額（保育料）について

利用日数に応じた額となります。（日割り計算）

【計算方法】

月額保育料×その月の利用日数÷25（10円未満切捨）

※施設により還付等の方法が異なりますので、詳しくは施設にお問い合わせください。

問合せ・連絡先：子ども家庭課（電話 372-3311 内線 2207）